

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町

# 合併協議会だより

No. 11

平成15年1月23日発行



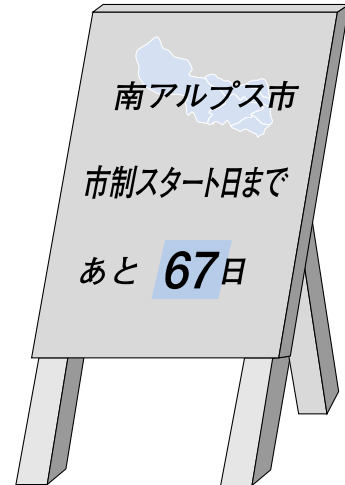
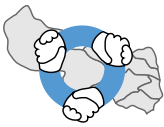
天野山梨県知事から合併の決定書の交付を受ける町村長

## 「南アルプス市」誕生に向け事務手続きが順調に進む

各町村議会における廃置分合(合併)等の議決後、6町村長連名により、山梨県知事に対し廃置分合等の申請が行われ、市制施行申請に係る総務省との事前協議を経て、12月17日の山梨県議会において、6町村の廃置分合等が議決されました。また、この議決を受け、天野山梨県知

事より各町村長に、廃置分合の決定書が交付されるとともに、知事から総務大臣へ「南アルプス市」を設置する旨の届出も行われました。

今後、早ければ1月下旬に、総務大臣による官報告示が行われ、4月1日より南アルプス市の市制がスタートします。



## 南アルプス市の住所表示について

- 合併後は、現在の住所から市町村名がなくなり、南アルプス市の次に現在の大字名と番地がつきます。  
(芦安村のみ、大字名の前に「芦安」がつきます。)
- 市になると、住所に郡名がつかなくなります。  
また、県名をつけずに住所表記しても大丈夫です。
- 郵便番号は現在のまま、変わりません。  
6町村内には同じ大字で、同番地がありませんので、郵便番号もそのままです。
- 住所変更は平成15年4月1日からです。  
4月以降に旧住所のまま郵便を出しても、当分の間(約1年)は配達してくれます。逆に4月以前に新住所で郵便を出した場合でも配達されます。

(例) 〒400-0306  
山梨県中巨摩郡櫛形町小笠原376番地

↓

〒400-0306  
(山梨県) 南アルプス市小笠原376番地

〒400-0241  
山梨県中巨摩郡芦安村芦倉516番地

↓

〒400-0241  
南アルプス市芦安芦倉516番地

## 市役所の場所は？

南アルプス市役所の本庁舎の位置は、当分の間、現在の櫛形町役場(櫛形町小笠原376番地)になります。  
また、現在の峡西6町村の役場庁舎が、そのまますべて南アルプス市の支所になります。

## 市役所・支所の住所と電話番号は？

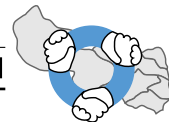
4月1日より、市役所・支所・企業局・主な出先機関の住所と電話番号は、次のとおりとなります。

本所・支所等	住 所	電話番号
南アルプス市役所 (現在の櫛形町役場)	小笠原376	282-1111
南アルプス市・八田支所 (現在の八田村役場)	野牛島2314-3	285-0011
南アルプス市・白根支所 (現在の白根町役場)	飯野2806	283-3000
南アルプス市・芦安支所 (現在の芦安村役場)	芦安芦倉516	288-2112
南アルプス市・若草支所 (現在の若草町役場)	寺部659	282-3100
南アルプス市・櫛形支所 (現在の櫛形町役場)	小笠原376	283-1111
南アルプス市・甲西支所 (現在の甲西町役場)	鮎沢1212	282-3120
南アルプス市教育委員会 (現在の甲西町役場)	鮎沢1212	282-7777
南アルプス市企業局 (現在の野呂川水道企業団)	飯野3303	282-2016
南アルプス市消防本部	十日市場897-1	283-0119
南アルプス市福祉事務所	小笠原376	282-6197

## 住民票や印鑑証明書について

南アルプス市民ならば、本庁はもちろん、どこの支所でも証明書の交付を受けることができます。

4月1日以降、初めての印鑑証明書の申請のとき、旧町村で発行された印鑑登録証明書(印鑑登録手帳)を南アルプス市のものと引き替えます。(どこの支所でも引き替えは可能です。)その後は通常と同じ扱いです。



## 住所変更の手続(運転免許証等)について

●合併による住所等の変更に伴う公的機関などへの届出事項等の手続については、一部のものを除き、ほとんどのものについて、住所変更の手続きは必要ありません。住民票や戸籍の記載事項も職権で自動的に修正されることとなります。

なお、住民票や印鑑証明などは、南アルプス市民であれば、どこの支所でも交付を受けることができます。

### 【参考】

●みなさんの身近なもので、次の証明書等については、特に住所変更の手続きは必要ありません。

- ・自動車運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・障害者医療費受給者証
- ・乳児医療証
- ・国民年金基金
- ・国民年金・厚生年金（受給者）
- ・国民年金（加入者）など
- ・郵便局・銀行等の預金通帳など

●個別に確認をしていただく必要があるもの

- ・公立以外の小中学校の各学校への届け出
- ・会社等への届け出
- ・個人での契約（生命保険等）による届け出
- ・その他公的機関以外への届け出等に関するもの

## 南アルプス市の英語表記について

●南アルプス市は、「MINAMI-ALPS CITY」と表記します。

## 夜間サービスについて

●夜間サービス(指定日)が実施になります。(既に実施している町村もあります。)

本庁（現櫛形町役場）

支所（現各町村役場）

第1・3水曜日 17:15～20:00

平日、時間内業務と同じ内容で、全ての証明書が発行できます。

### ①住民関係証明

- ・戸籍証明
- ・除籍証明
- ・原戸籍証明

- ・戸籍に関する証明
- ・住民票証明
- ・除票証明
- ・附票証明
- ・印鑑証明
- ・外国人登録証明

### ②税務関係証明

- ・所得証明書（事業所）
- ・課税証明書
- ・納税証明書
- ・軽自動車納税証明書
- ・所在証明書
- ・土地評価証明書
- ・家屋評価証明書
- ・住宅用家屋証明
- ・図面写

## 学校や保育所などについて

●名称が「〇〇町立」、「〇〇村立」から「南アルプス市立」へと変わります。

(例)

八田村立八田小学校→南アルプス市立八田小学校

白根町立白根飯野小学校→南アルプス市立白根飯野小学校

芦安村立芦安中学校→南アルプス市立芦安中学校

若草町立若草中学校→南アルプス市立若草中学校

櫛形町立中央保育園→南アルプス市立櫛形中央保育所

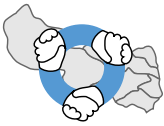
甲西町立落合保育園→南アルプス市立落合保育所

他も同様です

## 小中学校の通学区域について

●通学区域の取扱いは、当面現行のままとしますが、区域境の地域については、その実情等を考慮する中で、弾力的運用に努めることにしています。

また、児童生徒数の動向を見ながら、新市で各学校の適正規模や適正な配置の検討と合わせて、通学区域の見直しをしていくこととなります。



## その他の公共施設について

- 固有名称として町村名が表記されている施設の名称は変わりません。

(例) 甲西町保健福祉センター



南アルプス市甲西保健福祉センター

## 消防団の組織について

- 現在「部制」及び「分団制」をとっている町村とも、市になることに伴い、旧町村名がそれぞれ「分団名」となります。

(例)

八田村消防団 第1部

南アルプス市消防団 八田分団 第1部

白根町消防団 第1部

南アルプス市消防団 白根分団 第1部

芦安村消防団 第2分団 第2部

南アルプス市消防団 芦安分団 第4部

若草町消防団 藤田分団 第2部

南アルプス市消防団 若草分団 第7部

櫛形町消防団 第4分団 第4部

南アルプス市消防団 櫛形分団 第12部

甲西町消防団 第4分団 第4部

南アルプス市消防団 甲西分団 第4部

## 土地・家屋の登記簿の住所変更について

- 「南アルプス市」と登記簿に記載されるのは、4月1日が合併なので、この日以降法務局は作業に入ります。どうしても「南アルプス市」の記載が必要な場合は、法務局の窓口で申し出ただけであれば対応は可能とのこと。詳しくは法務局からお知らせとして広報されます。

## ごみの収集について

- 「南アルプス市になったらごみの収集方法はどのようになるだろう？」そんな疑問を抱いていませんか？現在、6町村では独自のごみ収集を行っています。合併と同時に

収集方法の統一を行いますと、混乱の恐れがありますので、3年後をめどに収集方法を統一していこうと考えています。したがって、平成15年度のごみの収集方法は、現行どおりです。

平成16年度以降、ごみの収集方法（可燃、不燃、古紙回収、粗大ごみ）は変更される場合があります。広報等でお知らせいたしますのでご協力をお願いします。

## 各種団体について

### ●南アルプス市社会福祉協議会

- ・6町村の福祉協議会も合併し、4月1日から「南アルプス市社会福祉協議会」となります。本所は現在の若草町健康センター内に設置し、各町村の社会福祉協議会は支所となります。

### ●南アルプス市商工会

- ・各町村の商工会も合併し、4月1日から「南アルプス市商工会」となります。本所は、現在の白根町商工会内に設置します。

### ●峡西シルバー人材センター

- ・南アルプス市として継続していきます。

### ●峡西都市振興公社

- ・現在ある南ア山麓振興公社と峡西都市振興公社を統合して名称を「峡西都市振興公社」となります。

### ●南アルプス市観光協会

- ・白根観光協会、櫛形観光協会が統合して南アルプス市観光協会となります。夜叉神観光協会は観光形態が違うので、現時点の統合は困難ですが将来的に一本化します。

### ●自治会

- ・現在6町村で区長が89人（八田6、白根24、芦安8、若草8、櫛形19、甲西24）おります。
- ・現状89人の区長会を「理事」とし、その中から代表者18人（旧町村単位）で選出し、中間連絡組織をつくりその代表者が「代議員」となります。
- ・区長会と中間連絡組織機構を合わせた組織の名称は「区長会連合会」となります。